

## 国の債権に係る情報の公表

農林水産省（食料安定供給特別会計 農業経営安定勘定）

### 歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	令和4年度						令和5年度						令和6年度											
	管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額		消滅額									
	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	本年度発生分	うち不納欠損額	うち不納欠損額	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	本年度発生分	うち不納欠損額	うち不納欠損額	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	本年度発生分	うち不納欠損額	うち不納欠損額						
合計	17,223	0	17,223	17,223	0	-	17,223	-	14,117	0	14,117	14,117	0	-	14,117	-	13,506	0	13,506	13,490	0	-	13,490	-
備考	独立行政法人農畜産業振興機構納付金債権 17,115百万円	独立行政法人農畜産業振興機構納付金債権 17,115百万円	独立行政法人農畜産業振興機構納付金債権 14,094百万円	独立行政法人農畜産業振興機構納付金債権 14,094百万円	独立行政法人農畜産業振興機構納付金債権 13,424百万円	独立行政法人農畜産業振興機構納付金債権 13,424百万円																		

※消滅額の項目「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

### 歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

	令和4年度末現在額						令和5年度末現在額						令和6年度末現在額										
	一般分(徴収停止分を除く。)			徴収停止分			一般分(徴収停止分を除く。)			徴収停止分			一般分(徴収停止分を除く。)			徴収停止分							
	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計					
債権の種類																							
(款) 雜収入																							
(項) 雜収入																							
(目) 雜入	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	-	-	15	15	-	-	-	15	-	-
合計	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	-	-	15	15	-	0	-	15	-	-

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(付表)

令和6年度

## 不納欠損額の内訳

農林水産省所管  
食料安定供給特別会計 農業経営安定勘定

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

該当なし

(付表)

令和5年度

## 不納欠損額の内訳

農林水産省所管  
食料安定供給特別会計 農業経営安定勘定

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

該当なし

(付表)

令和4年度

## 不納欠損額の内訳

農林水産省所管  
食料安定供給特別会計 農業経営安定勘定

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

該当なし